

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要なになります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月13日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 2日 午前 8時30分から 令和 8年 6月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月16日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 2日 午前10時30分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 6月23日 午前10時00分から 令和 8年 6月23日 午後 0時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月13日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	



物件目録

- 1 所 在 岐阜市永田町
地 番 19番2
地 目 宅地
地 積 280.52平方メートル
- 共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1
- 2 所 在 岐阜市永田町19番地2
家屋 番号 19番2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床 面 積 1階 136.96平方メートル
2階 93.06平方メートル
- 共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1



物件明細書

令和 8年 3月24日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田邊寛美

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件共有者A, B及びCが占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- 1 所 在 岐阜市永田町
- 地 番 19番2
- 地 目 宅地
- 地 積 280.52平方メートル
- 共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1
- 2 所 在 岐阜市永田町19番地2
- 家屋 番号 19番2
- 種 類 居宅
- 構 造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
- 床 面 積 1階 136.96平方メートル
2階 93.06平方メートル
- 共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1



令和7年(ケ)第147号
令和7年1.2月5日受理
令和8年2月2日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒 川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 岐阜市永田町
地 番 19番2
地 目 宅地
地 積 280.52平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1

2 所 在 岐阜市永田町19番地2
家屋 番号 19番2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床 面 積 1階 136.96平方メートル
2階 93.06平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □法第14条第1項地図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有(共有)者ら □その他の者 上記の者らが本土地に、下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有(共有)者A, B, C □その他の者 上記の者らが本建物を住居として、使用して占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物間取図(概略)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (所有 (共有) 者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 物件2建物は、私と私の実母A、実弟Cが居住しており、同各建物について、第三者に貸している部分はありません。 2 物件1、2土地建物の相共有者D、Eは私の実妹と弟で同人らは別の場所で生活しています。 3 物件2建物に関して、D、Eは弟妹ということもあり私、A、CとD、Eとの間に賃料等の金銭の授受はありません。 4 物件2建物は、雨漏りする箇所はありませんが、床が沈む箇所があります。 5 物件2建物屋根の上に熱水器が設置されています。 6 物件1土地は、境界で問題になったことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

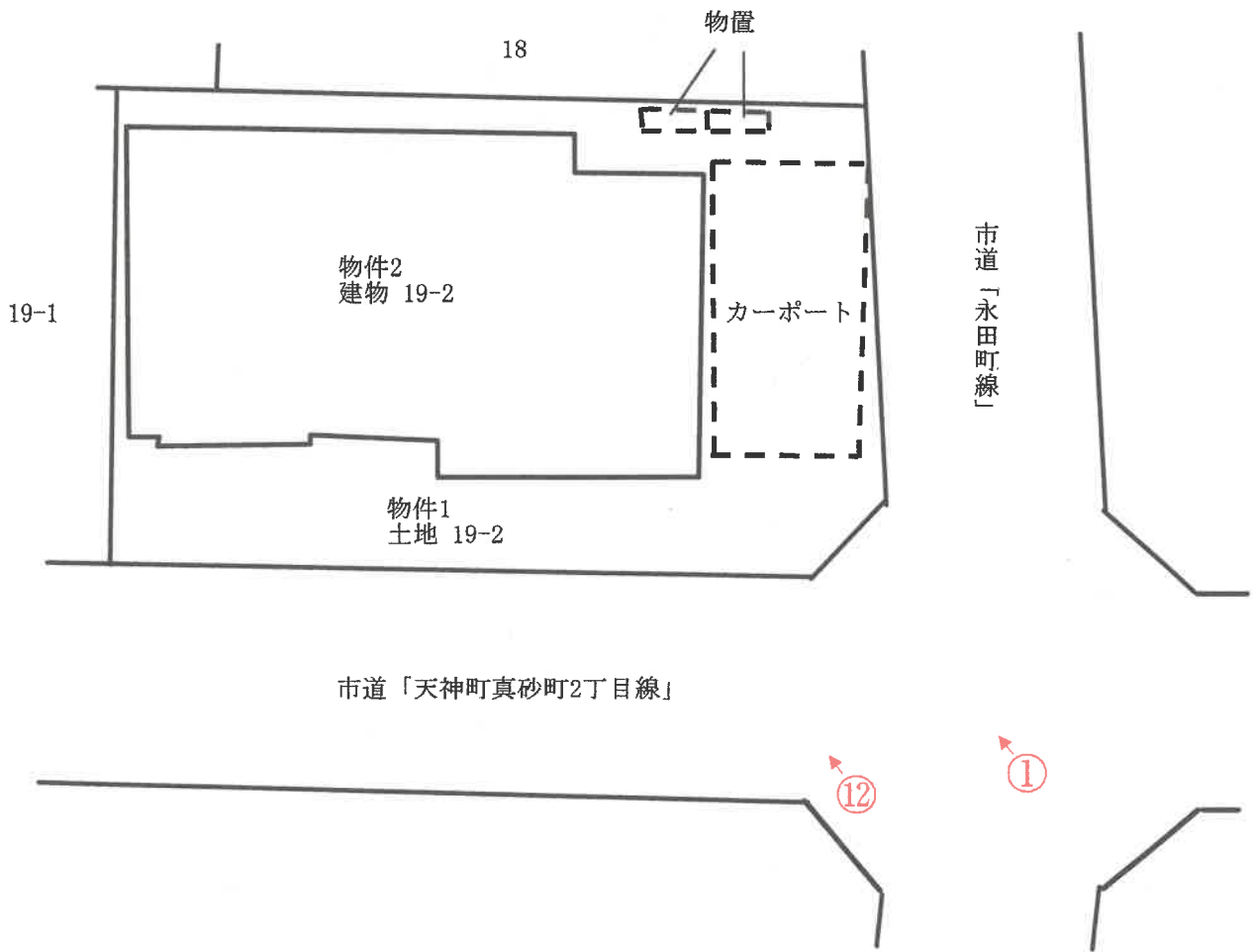
-
- 1 物件1, 2土地建物の状況は, 別紙土地建物位置関係図, 建物間取図及び添付写真のとおりであり, 物件1土地の南側及び東側がそれぞれ市道(南側:天神町真砂町2丁目線, 東側:永田町線)に接する土地で, 同土地上に物件2建物が建てられている。なお, 物件1土地には, 土地定着性は認められるが外気分断性に欠けるカーポート(工作物)と土地定着性の認められない物置(動産)が2個存在する。
 - 2 物件2建物の占有状況は, 関係人の陳述及び現認した状況から, 同建物は, 所有(共有)者A及びB, Cが居宅として使用し, 占有しており, 同建物の相共有者D, Eは居住していないものと思われる。なお, A及びB, Cの同建物の相共有者D, Eの持分の使用については, 同人らが親子, 弟妹関係ということもあり事実上の使用借と思料する。
 - 3 物件2建物には床が不安定な箇所が確認できた。
 - 4 物件2建物の屋根の上には熱水器が設置されている。
 - 5 物件1土地の境界については, 土地の境界については, 同土地に関する地積測量図が存在すること, 関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状, 隣地や道路との境界付近の状況から, 概ね明らかになっているものと思料する。
 - 6 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年12月8日(月) 12:00-12:10	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
7年12月9日(火) 8:40-8:55	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
8年1月26日(月) 10:00-10:45	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 Bから事情聴取 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地・建物位置関係図(概略)

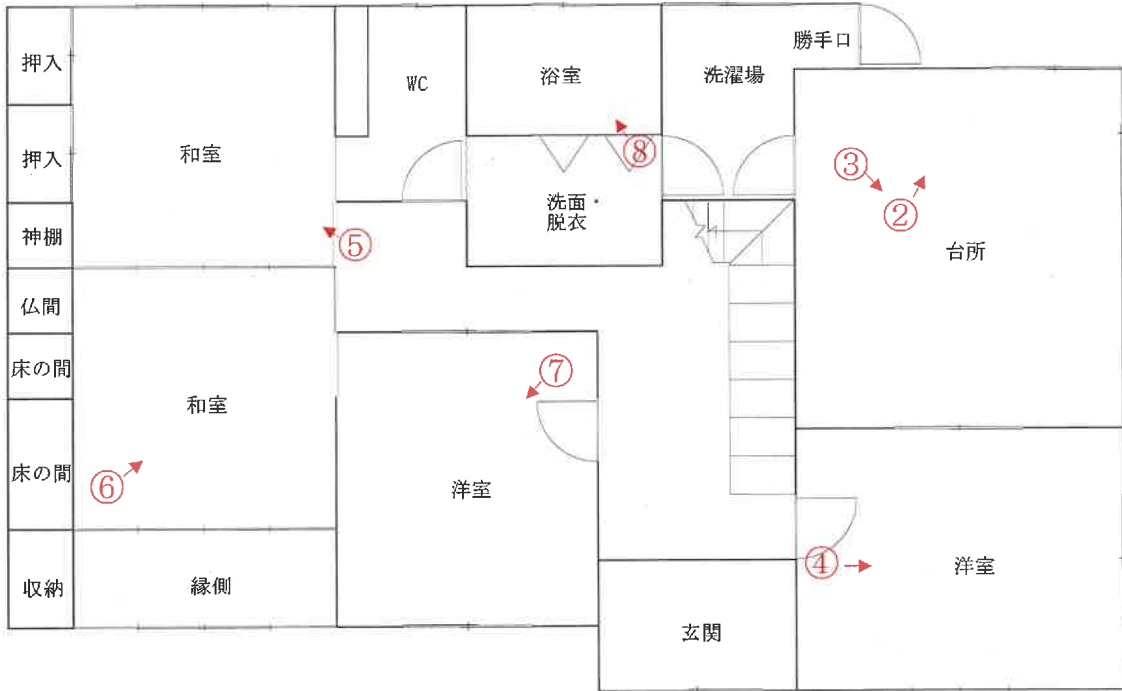


←○は写真撮影位置・方向

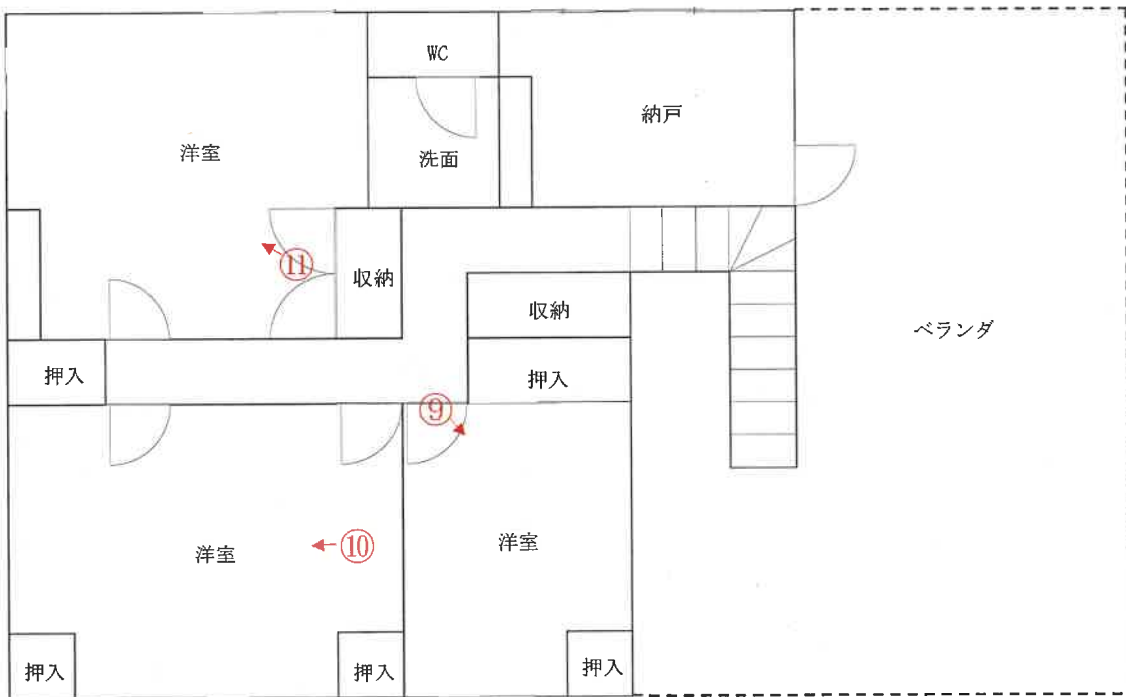
概略建物間取図



物件2 建物
〈1F〉



〈2F〉



←○は写真撮影位置・方向

写真1

物件2建物

カーポート (工作物)



物件1土地

写真2

物件2建物

1階室内



写真3

物件2 建物

1階室内



写真4

物件2 建物

1階室内



写真5

物件2建物

1階室内



写真6

物件2建物

1階室内



写真7

物件2建物

1階室内



写真8

物件2建物

1階室内



写真 9

物件 2 建物

2 階室内



写真 1 0

物件 2 建物

2 階室内



写真1 1

物件2 建物

2階室内



写真1 2

熱温水器の設置状況



令和7年(ケ)第147号

令和8年1月26日 現地調査

令和8年2月8日 評価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号 第25014号

発行日付 令和8年2月12日

評価人 不動産鑑定士

寺 村 建 一 郎

第1 評価額

一括価格	
金 20,440,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1(土地)	金 8,850,000 円
物件2(建物)	金 11,590,000 円

- 1 一括価格は、物件[1~2]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登記	現況
1	所在	岐阜市 永田町	概ね左記のとおり
	地番	19番2	
	地目	宅地	
	地積	280.52m ²	

第3 目的物件（建物）

番号	所在等	登記	現況	
2	所在	岐阜市 永田町19番地2	概ね左記のとおり	
	家屋番号	19番2		
	種類	居宅		
	構造	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建		
	床面積	1階		136.96m ²
		2階		93.06m ²
		3階他計		
		延面積		230.02m ²

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	JR	東海道本線	岐阜	北方	2.3km
	岐阜バス	——	西野町	北方	350m
付 近 の 状 況	忠節橋南東方、既成住宅の他、一部近隣向けの店舗も混在する住宅地域				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		市街化区域		
	用 途 地 域		第二種住居地域		
	指 定 建 ぺ い 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		準防火地域		
	そ の 他 の 規 制		居住誘導区域		
画 地 条 件	地 積		280.52㎡		
	間 口		約21.0m		
	奥 行		約13.0m		
	形 状		概ね長方形		
接 面 道 路 の 状 況	南側：幅員6m 市道「天神町真砂町2丁目線」 東側：幅員6m 市道「永田町線」 ※いずれも建築基準法第42条1項1号該当・舗装有				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物の敷地である ※建物の東側にカーポート、北東側に物置の設置が認められる。				
供 給 処 理 施 設	上水道	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			

特 記 事 項

- 1) 上水については、東側：DIPφ100、南側：HIVPφ50、下水については、東側：φ230TP、南側：φ200VU本管の整備が認められる。北東角付近より上水はメーターφ20による宅内配管、下水も引込が認められる。
- 2) 都市ガスは両側市道沿いに本管整備済。
- 3) 岐阜市 都市防災部発行の液状化ハザードマップによると、液状化の可能性がある地域である他、長良川が氾濫した場合の家屋倒壊危険区域に指定されている。
- 4) 都市計画課によると、周知の埋蔵文化財等包蔵地の指定はない。
- 5) 特定行政庁による角地に該当する他、準防火地域の指定があるため基準建ぺい率は20%緩和され、80%まで許容される。
- 6) 岐阜市役所によると、国道157号を介して、西方青柳町五丁目2番1の一部について、以前までは土壤汚染対策法第6条1項に基づく要措置区域の指定（砒素及びその化合物）があったが、汚染土壤の除去がなされ、平成25年12月付で指定の解除がなされている。水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設についても特段近傍には認められない。
更に、昭和55年の古い住宅地図を閲覧したが、目的物件
(2) 新築以前の利用は駐車場である。その他、東側の市道を介して金融機関の寮が存在していた経緯が認められるが、特段汚染原因となるような周辺利用は認められない。
- 7) 岐阜小学校：北東方約1.6km、中央中学校：南東方約600m
(目的物件からの道路距離・方位)

2 建物の概況及び利用状況 物件 2

物件番号等	物件番号	2
区	分	主建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	昭和58年12月20日
	経済的耐用年数	50.0年
	経過年数	約42年
	経済的残存耐用年数	約8年
仕 様	構 造	鉄筋コンクリート造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル吹付等
	内 壁	クロス等
	天 井	ボード等
	床	フローリング・畳等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし
床面積（現況）	現 況	230.02㎡
	増改築の有無	増築はないと思料する
現況用途等	階 層	瓦葺
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「概略間取図」のとおり
建物の品等	総 合	やや優る
	使 用 資 材	やや優る
	施 工	やや優る
保守管理の状態		普通
建物の利用状況		所有者の内、A、B、Cが居住中
特 記 事 項		<p>1) 建築計画概要書を閲覧したが、検査済証の発行は確認できなかった。</p> <p>2) 屋根上に、熱温水器の設置が認められる。</p> <p>3) 現地聴聞によると、雨漏りはないが、床が沈む箇所がある。</p> <p>4) 所有者によると、約20年前に1階北側中央の洋室より屋外の出入りが可能なスロープを設置。又、約10～15年前に2階 南西角、洋室2室の間仕切りを撤去している。</p> <p>5) 吹付アスベスト建材の使用が厳格化された平成18年9月以前の建築であるが、鉄筋コンクリート造であることから飛散性アスベスト利用の可能性は低いものと思料する。</p> <p>6) 昭和56年の新耐震基準以降の建築であるが、基礎・筋交い等の規制が強化された平成12年以前の建築である。</p> <p>（※建築時点は登記簿記載の建築年次である）</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ÷オ
1	85,100	1.1235	280.52	1.00	26,820,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 岐阜(県) -31

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
88,000 (円/㎡)	100.6 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 104.0	$= 85,100$ (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 一団の目的土地と標準画地との要因格差である。

(規模・形状)	(間口・奥行)	(方位高低差)	(接面態様)	相乗計
0%	0%	7%	5%	112.35%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ÷エ
2	260,000	230.02	12.12%	7,248,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
5.00%	8.07%	20.20%	60.00%	12.12%
経過年数	42年	経済的残存耐用年数	8年	

ア 再調達原価 : 標準的な再建築費 (単価) である。

イ 延床面積 : 登記事項証明書記載延床面積

ウ 現価率 : 定率法現価率 = 残価率 [累乗] (経過年数 / 経済的耐用年数)
定額法現価率 = $1 - (1 - \text{残価率}) \times (\text{経過年数} / \text{経済的耐用年数})$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		千円未満四捨五入 ア×イ≒ウ
1	26,820,000	0.45	法定地上権	12,069,000

イ. 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加 算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円)
	ア (1①オ、1② エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	万円未満四捨五入 (ア+イ) ×ウ×エ ×オ
1	26,820,000	-12,069,000		100.0%	60.0%	8,850,000
2	7,248,000	12,069,000	100.0%	100.0%	60.0%	11,590,000
一括価格 (合計)						20,440,000

ウ. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 土地建物一体として特段の市場性修正は不要と判定した。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査	岐阜（県）-31
（所 在）	岐阜市北野町32番
（価 格）	88,000 円/m ²
（位 置）	岐阜駅 約2.3km
（価格時点）	令和7年7月7日
（地 積）	158 m ²
（供給処理）	水道、ガス、下水
（接面街路）	北 6m 市道
（用途指定等）	第二種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
（地域の概要）	中小規模一般住宅のほか共同住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料

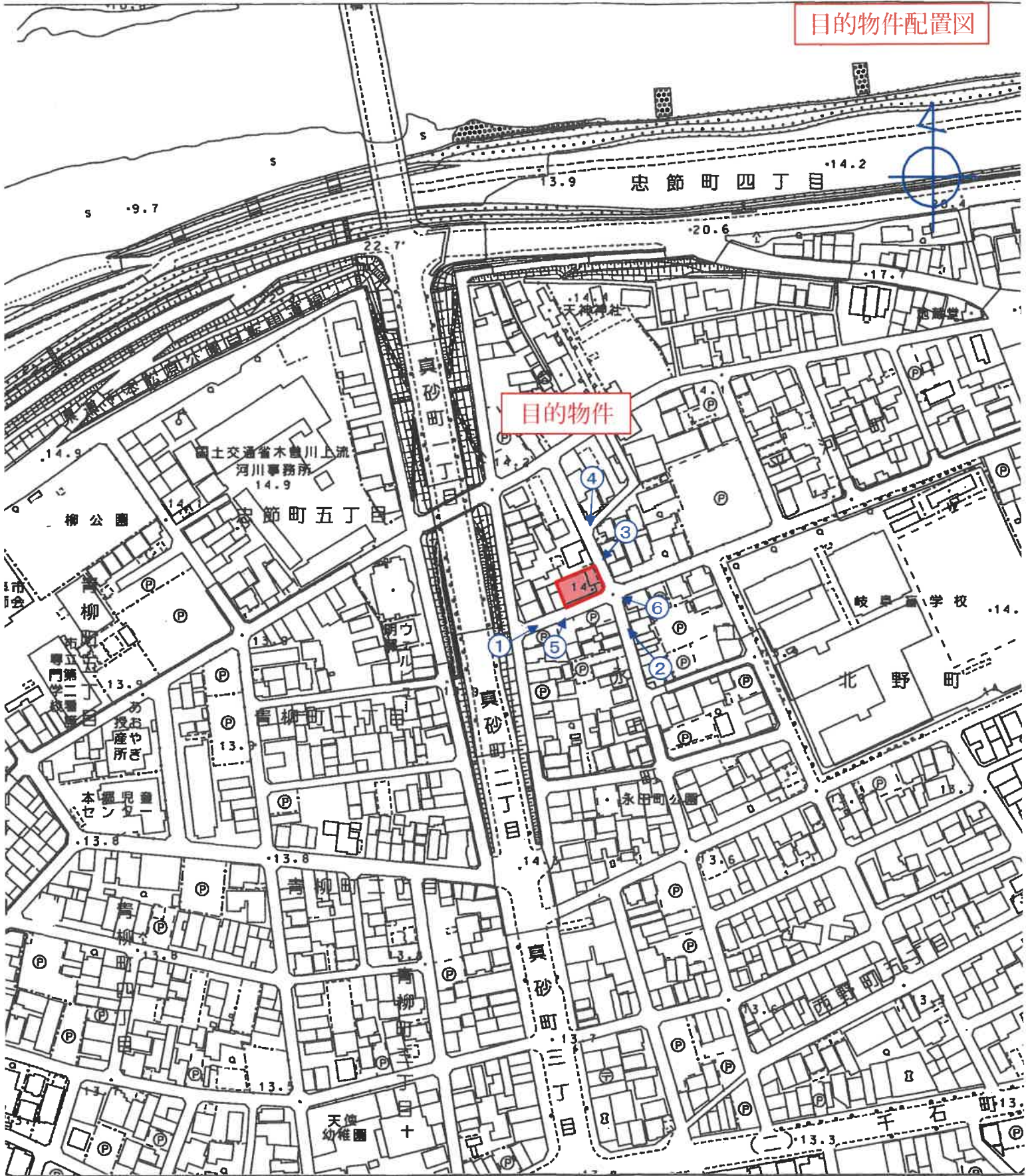
- 1 目的物件位置図
- 2 目的物件配置図
- 3 公図写
- 4 建物図面写
- 5 土地・建物位置関係図（概略）
- 6 概略建物間取図
- 7 写真

以 上

目的物件位置図



目的物件配置図



です
 る場合があります
 りますので、利用にあたっては十分ご注意ください

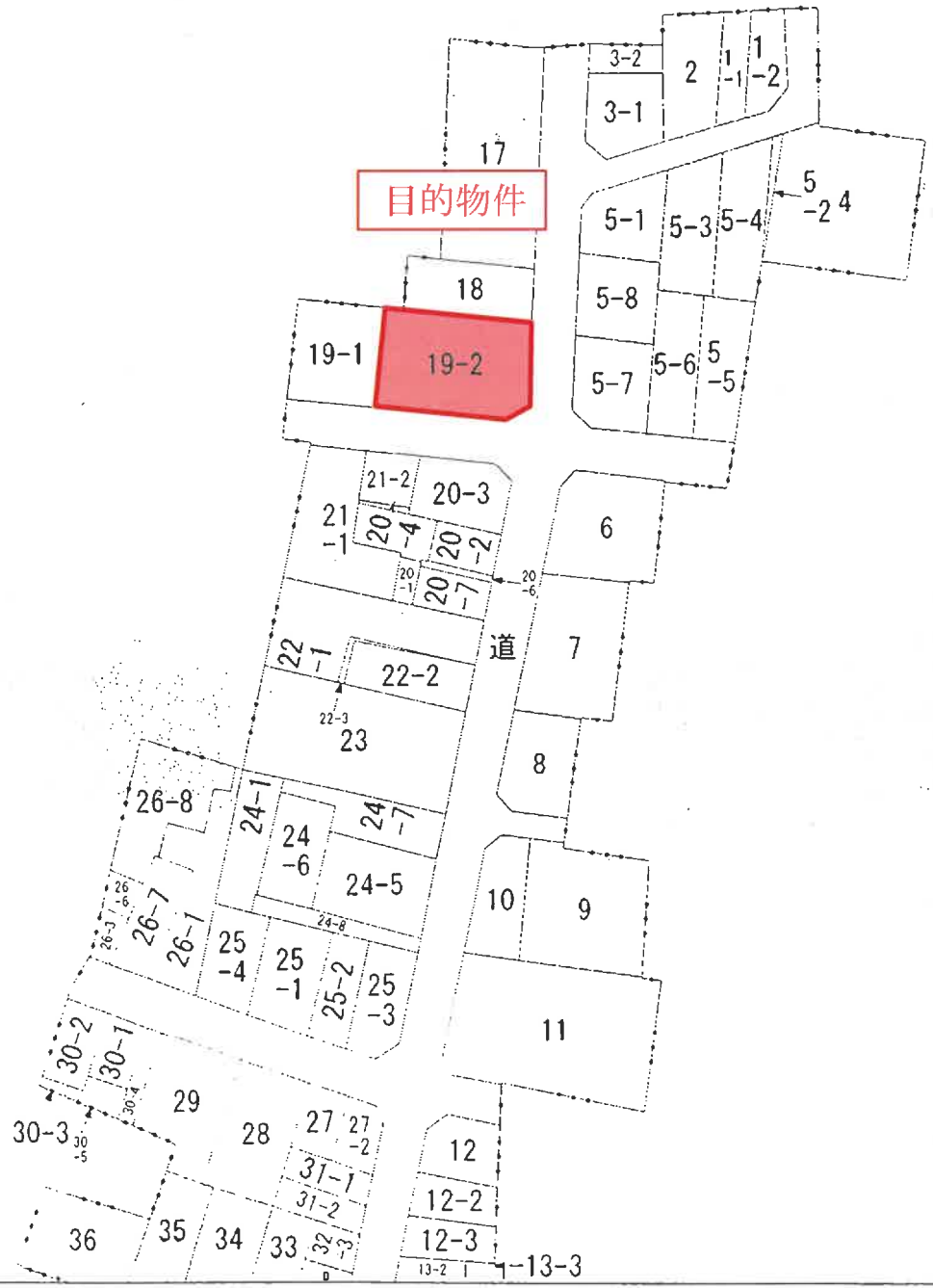
写真撮影方向は矢印で示す。
 ○の中の番号は写真番号。

券を除き、測量法に基づく岐阜市の許可が必要です

出典：岐阜市白図

縮尺 1:2,500





この図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

S= 1/1,000

地番
区域
見出

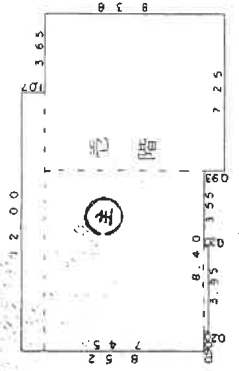
登記年月日 昭和59年2月24日

383054

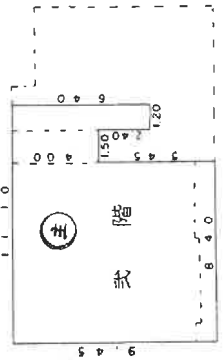
各階平面図

家屋番号 19-2
建物の所在 岐阜市永田町19番地2

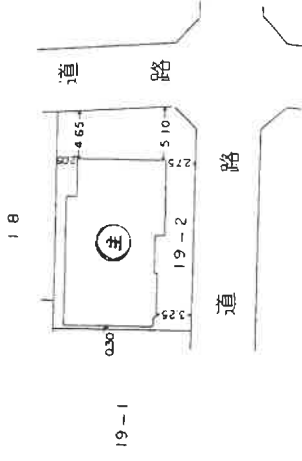
建物各階平面図



136.9650 / m²



93.0600 / m²



作製者

縮尺

1/250

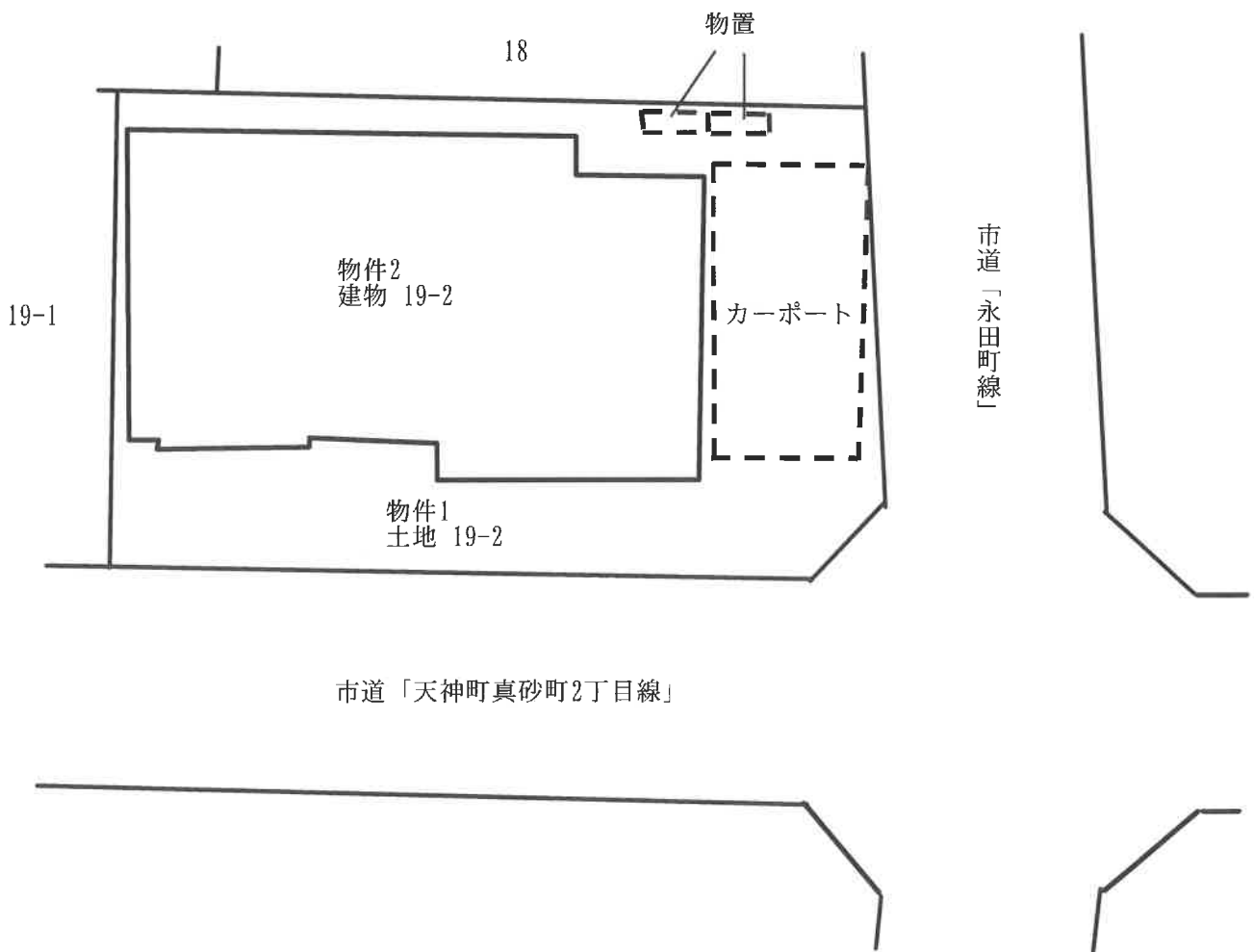
申請人

1/500

(岐阜県土木建築師会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月16日 岐阜地方事務所 登記官

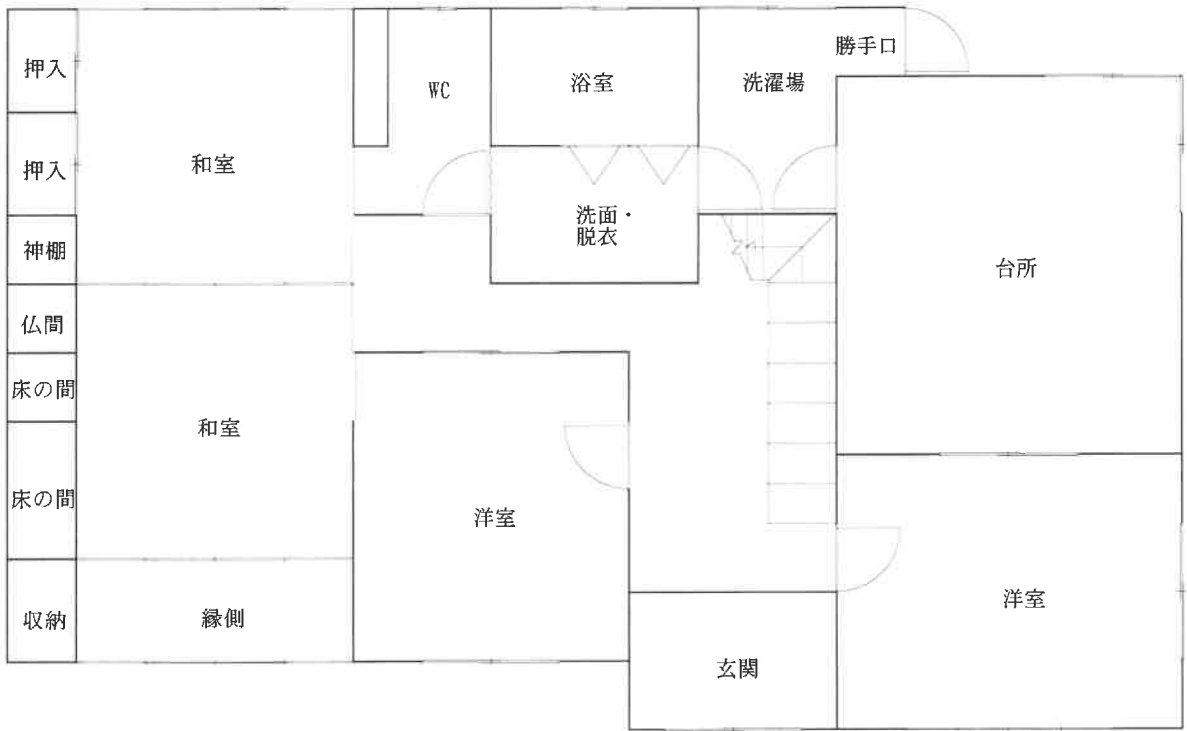
土地・建物位置関係図(概略)



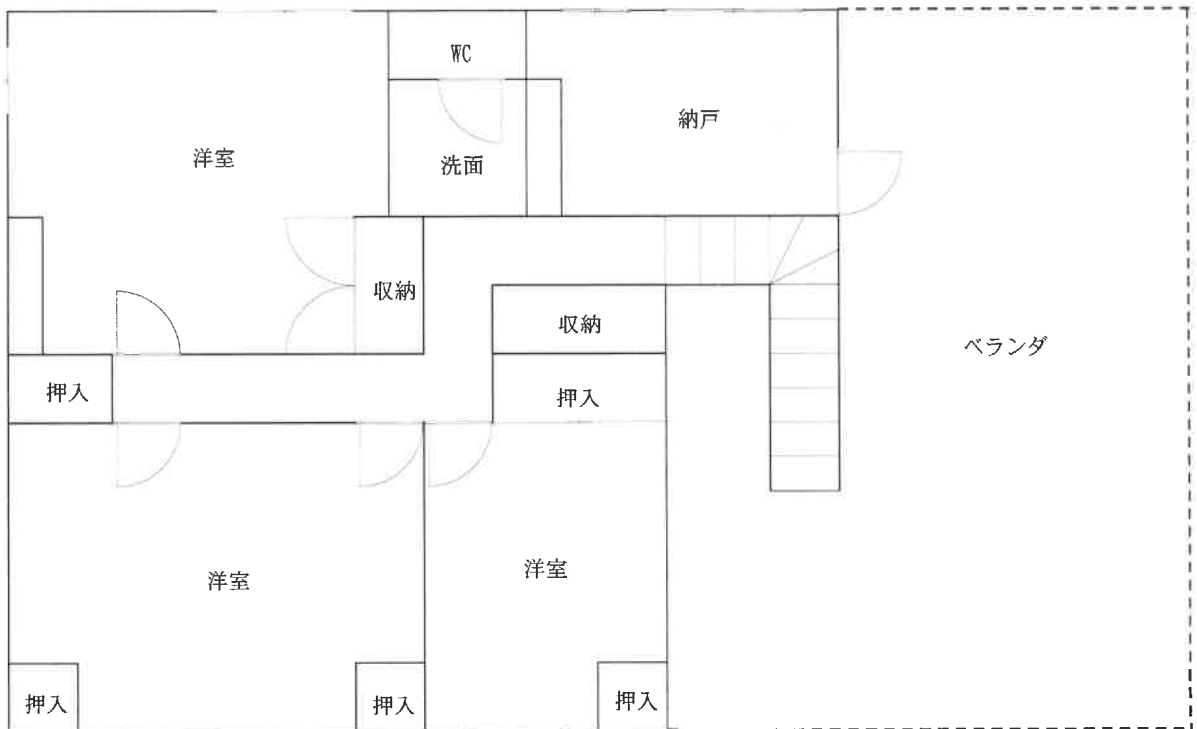
概略建物間取図



物件2 建物
〈1F〉



〈2F〉



目的物件写真



撮影位置①



撮影位置②

撮影位置は「目的物件配置図」に図示

目的物件写真



撮影位置③



撮影位置④

撮影位置は「目的物件配置図」に図示

目的物件写真



撮影位置 ⑤

※撮影位置は目的物件配置図に図示

目的物件写真



撮影位置 ⑥

※撮影位置は目的物件配置図に図示